

東京大学史料編纂所では東アジア等における史料収集事業の一環として、中華人民共和国における日本関係史料の調査をすすめている。

二〇〇六年七月二五日、中国第一歴史档案館から邢永福（シン・ヨンフ）館長、王道瑞（ワン・ダオルイ）研究員、王澈（ワン・チェ）研究員らを招聘し、「日本関係清代档案をめぐる国際研究集会」（史料編纂所主催）を開催した。

この研究集会は、同档案館との間で四月に合意した日本関係档案デジタル化プロジェクトの一環として行なった。このプロジェクトは、東京大学史料編纂所付属画像史料解析センターを中心に、同档案館が所蔵する清代档案一〇〇〇万件のうちから、今後数年間をかけて、主要な三つのフォンド、すなわち朱批奏摺（皇帝へ提出された上申に、皇帝自身が朱で指示を書き込んだもの）、軍機処録副奏摺（軍機処で作成した朱批奏摺の写）、外務部档案（外交史料）について、史料の抽出・デジタル撮影・目録作成・データ処理の手順を進めて行く予定である。その総数は一万二〇〇〇件と見込まれている。

初年度となる今回の国際研究集会では、プロジェクトの概要を発表したのち、档案館の王道瑞研究員から、同館が所蔵する日本関係清代档案について報告が行なわれ、活発な議論が交わされた。以下に、この報告をかかげる。

なお、本プロジェクトの推進にあたり、当日も参加した黄栄光共同研究員（中国科学院自然史研究所）には多大なるご尽力をたまわったことを付記して謝辞にかえたい。

（東アジアWG・档案画像プロジェクト／保谷記）

中国第一歴史档案館所蔵档案について

王道瑞

一 中国第一歴史档案館の沿革

中国第一歴史档案館は清朝最後の皇帝・溥儀が紫禁城を離れた翌年に設立された。一九二五年十月、故宮博物院が設立され、その文献部は宮中及び中央機関に関する明清档案の整理と収集を担った。この文献部は中国第一歴史档案館の中で、最初に作られた機構である。その後、数度にわたる所属・名称の変更を経て、一九二七年六月に掌故部と改称され

た。一九二八年十月、掌故部は図書館から独立し、文献館と称されるようになった。一九五二年五月には、文献館が档案館と改名され、一九五五年十二月、档案館は国家档案局の管下に入り、第一歴史档案館と改称された。さらに一九五八年六月に明清档案館に名を改められた。所属や名称は何度も変更されたが、所在地は一貫して故宮博物院の中であった。一九五九年十月に中央档案館が設立されると同時に、明清档案館はその中に併合され、中央档案館所属の明清档案部となり、所在地も故宮から

離れた。しかし一九六九年末、明清檔案部は中央檔案館から分離し、故宮の管轄下に戻り、したがってその所在地も故宮の敷地内に移転された。

さらに一九八〇年四月、國家檔案局の管轄下に入ると第一歴史檔案館と改称された。所在地は今日に至るまで故宮博物院の中にある。

中国第一歴史檔案館は明清檔案を収蔵する責任だけでなく、これを一般の利用者に開放する責任も担っている。このため毎年世界各国から檔案資料を調査・閲覽するために來館する専門家・学者たちを受け入れている。「中華人民共和國檔案法」に従って、我が館は「明清檔案の調査・閲覽・利用に関する取扱方法」を制定した。そこには、明清檔案の調査の際には、合法的な証明証（身分証・従業員証）或いは紹介状を提出し、檔案館の同意を得れば、直ちに檔案を利用できると規定されている。但し、整理中の檔案は利用できない。

明清檔案の調査を目的とした來館者は、まず所定の閲覽手続きを取らなければならない。入館時に記名し、それから「檔案利用登記表」に、檔案利用の目的、閲覽する檔案の範囲などを記入しなければならない。檔案の筆写・複写・撮影をした場合は、関係する部門の責任者の審査を経て、許可をとらなければならない。筆写・複写・撮影した檔案を著作に引用することは可能だが、檔案館の同意を経ずに、檔案の全文を公布・出版してはならない。檔案は閲覽室において閲覽できる。閲覽室には専門の責任者が置かれており、閲覽業務を担当している。担当者は檔案を提供する際、きちんと点検しなければならない。閲覽者が檔案を汚したり破損したりすることは厳禁されている。閲覽室には閲覽可能な檔案の目録が保存されている。檔案の原本の閲覽サービス以外に、マイクロフィルムとパソコンを利用して檔案を閲覽することも可能である。

二 中国第一歴史檔案館所蔵檔案の概況

中国第一歴史檔案館に所蔵されている檔案は、清代の中央國家機關の檔案を主体として、地方機關、王府及び個人檔案などによって構成されている。中国第一歴史檔案館は現在、清代檔案一〇〇〇万件（冊）余り、七四の全宗（※全宗は明清檔案の分類区分のこと）、一〇〇余りの文種を保存している。数量・種類ともに少なくない。それでも清代の檔案を全て保存しているわけではない。この数え切れないほどの清代檔案の中で、内閣・軍機處・内務府・宮中・宗人府の五つの全宗だけで所蔵檔案の七割以上を占めている。しかもこの五つの全宗の檔案も、完全なものがない。このように、全体的にみれば清代檔案は非常に多いが、具体的にある一つの全宗を取り上げてみると、不完全であることがわかる。中国第一歴史檔案館所蔵の清代内閣題本（紅本とも称される）は二〇〇万件余りで、所蔵檔案の約五分の一を占める。ここではこの題本を例に、所蔵檔案の一端を窺ってみたい。

清代は基本的に明代の題本制度を継承した。中央及び地方の役所は公務によって統治者に報告を行ったり指示を要請したりする場合、前例に従って「題本」によって上奏しなければならない。これらの「題本」は皇帝による朱筆の「聖旨」を得てから、内閣より六科に發布され、それから抄録されて、各関係役所（衙門）に伝えられた。年末には、六科から紅本が回収され内閣に返還されることになっているが、この時、同時に紅本の目録である「六科繳送紅本檔」（六科が返還する紅本の目録）も提出され、将来の調査のために、紅本と共に一緒に入庫・保存されたであった。この「六科繳送紅本檔」があつてこそ、我々が清代題本の総数を数えるのが可能になった。

清朝は一六四四年（順治元年）から一九〇一年（光緒二十七年）にかけ

ての二五七年間、一貫して題本を国家行政の基本文書として使用した。六科が毎年「紅本档」一冊を提出したとすると、合計千五百冊余りになるはずである。しかし現在保存されているのは僅か百冊余りに過ぎない。しかもこの内の大部分は年単位ではなく、月単位或いは四半期単位で一冊にまとめられたものである。それ故、累計方式で「六科繳送紅本档」の総数を計算することは出来ないのである。ただ幸いなことに、これら僅か百冊余り過ぎない「紅本档」の中に、順治朝から光緒朝までの各科のものがかなり残されている。そこで確率論の方法を用いれば、実存した数に比較的に近い数字を得ることが出来るのである。この方法により、我々は清代の六科題本の総数は、全部で約三六三・八万件余りであるとの結論を出している。徐中舒先生はかつて、清代の題本の総数は「おそらく三四百万件以上」と見積もっていた。徐先生はこの推計の根拠を説明していないが、彼の推計は清代題本の総数に近い数字だと考えられる。現在、中国第一歴史档案館に保存されている清代の題本は、破損しているものを入れても二〇〇万件余りに過ぎない。このように、半分近く——少なくとも七分の三——の題本はすでに欠損、或いは流失しているのである。特に年代が古ければ古いほど、欠損・流失は甚だしい。順治朝の六科題本で現存しているのは八三八四件、雍正朝では二五一八件であり、これらは一科が一年間で実際に取り扱っていた題本の量にも及ばないのである。

内閣題本はこのような状況だが、その他の衙門の档案も大体同じような状況である。比較的完備しているものもあるが（例えば軍機処档案、内務府档案など）、大きな損失を被っているものもある（例えば楽部档案で現存しているものは僅か六件、光祿寺档案は僅か四件である）。このように残された档案が余りにも少ないと、これを利用して該衙門の史的活動を追跡することも不可能になってしまった。

三 中国第一歴史档案館所蔵日本関係档案

中国第一歴史档案館所蔵の日本関係档案は多くの档案全宗のなかに分散されている。我々の大雑把な統計によれば、それら機構や文書档案の性質に従って概ね以下のように分類される。

A. 内閣档案

① 題本・礼科の外交類の中に、外国・各藩属国が使節を送り、貢物を捧げ、皇帝の誕生日を祝賀し、皇帝の恩賜を受取るなど事項に関する資料がある。

② 表箋・日本など各国から進呈された表文などが保存されている。

B. 軍機処档案

① 録副奏摺・外交類中日関係の項に分類されている档案には、中日交渉と条約問題が記載されて、日本の朝鮮侵略、中国と日本の間に結ばれた天津条約などの歴史が反映されている。鎮圧革命運動類辛亥革命の項、義和団の項、帝國主義侵略類中日甲午戦争の項の档案（一八九四年～一八九八年）。その半数程は既に『中日甲午戦争史料』の中に所収掲載されている。日露戦争の項の档案（一九〇四年～一九〇七年）。またその他の類に専門項目を設けない関係档案も含まれている。例えば文化教育関係の档案の留学に関する記述などである。

② 照会・電報・上諭档・随手登記档…これらの中にも相当数の関係史料が残されている。

C. 宮中档

① 朱批・外交類、帝國主義侵略類のうち、中日戦争・租界・領土割譲などの内容の档案。外交類には国書の捧呈や商業条約の調印などの内容の档案も含まれている。

② 甲午戦争関連電報などもある。
D. 外務部のなかの中日関係類

その他の小全宗にも関係檔案が多少は保存されている。例えば以下のようなものである。

責任内閣全宗の外交類の中日関係項。八旗都統衙門全宗の清朝皇帝による外国使節の接見関係の文書。農工商部全宗の中日合弁木材伐採会社などの檔案。巡警部全宗の日本教習招聘や日本商人による武器密輸などの檔案。民政部全宗の武器密輸、店舗の開設などに関する檔案。学部全宗の留学生派遣関係檔案。内務府全宗の外国使節の接待や恩賞に関する檔案。溥儀全宗の、溥儀が日本の軍部及び政府と結託して行った復位活動に関する檔案。端方全宗の日露戦争期の檔案。趙爾巽全宗の日露戦争期の檔案。

日本関係の檔案は、主に軍機処・宮中・外務部・内閣・内務府など全宗に集中している。以下では、今後三年間、我が檔案館と東京大学史料編纂所とが協力して抽出しようとしている軍機処・宮中・外務部の三全宗の檔案を重点的に紹介したい。

軍機処は雍正帝（在位一七二二～一七三五）によって作られた機関であり、その最大の特徴は皇帝の命令を直接受けることである。主な利点は機密性が高く、素早く活動できることである。軍機処は雍正七年に創設された。当時、西北地域で大規模な戦争が行われていて、軍事報告が頻繁に北京に届けられていた。情報伝達のスピードを速め、且つ受け取った情報に基づいて適切な決定を下すために、雍正帝は怡親王允祥、大学士張廷玉・蔣廷錫を宮中に召集し、前三殿と後三宮の間にある隆宗門内の一つの当直部屋を設けさせ「軍機房」と命名して、随時の引見に備えさせた。これには、内閣の位置が比較的宮中から離れていることによる事務処理の遅れを避け、機密を守れるという利点があった。更に、議政

王大臣議政処の干渉を避けることもできた。のちにこの方式は戦時に有効であるだけでなく、平時の日常政務処理においても非常に便利であることが次第に分かった。特に機密保持や処理速度の点では、他のどの機関をも遥かに凌いでいた。それ故、この制度は継続された。軍機処は、聖旨を受けたり、政令を出したり、全国の軍事・政治・要務を掌る統轄機関となったのである。軍機処は宣統三年四月、責任内閣の成立と同時に撤廃された。王昶は『樞垣紀略・題名記』において、軍機処の職掌を以下のように記している。

朝廷内においては、六部・卿寺・九門提督・内務府・宦官の敬事房、地方においては十五省、東北は奉天・吉林・黒龍江將軍の管轄範圍、西南は伊犁將軍・葉爾羌（ヤルカンド）辦事大臣の管轄範圍、回族などイスラム系諸属国まで、事があれば軍機処に報告しなければならぬ。且つ内閣・翰林院によって起草された文書に不適切なところがあれば軍機処の査定を受けることになる。それ故、軍機処の責務は最も重大である。

「軍機処は軍事・政務の兩端を総攬」していることから、中国第一歴史檔案館所蔵の軍機処全宗檔案は清代の歴史事実を記載する史料の中で最も全面にわたり且つ最も重要なものであることが分かる。しかも軍機処檔案は、第一歴史檔案館所蔵檔案の中で数量が多く、比較的に系統的に揃っている五全宗檔案の一つである。

軍機処檔案は檔案文書の種類によって分別され保管されている。清代檔案形成の本来の状態を尊重する原則に従ってこのような整理方式を取ったのである。軍機処檔案は概ね録副奏摺・檔簿・來文・照會・清冊・電報・函札・奏表・輿圖・雜件など十数種類の文書檔案に分けられ、それぞれ簿冊式の目録が編纂されている。但し目録の多くは極めて大雑把であり、大部分の目録は文種・年代しか記していない。その上、多くの文

書は一卷の中に綴じられており、檔案の内容を完全に反映出来ていない。現在、巻レベルまで整理できているのは、利用率の高い録副奏摺である。録副奏摺は、朝廷内外の官僚の上奏文が抄録された上で、毎日集計され、半月毎に一包みにまとめられ保存された檔案である。それ故に、今日に伝わってきた録副奏摺は、数量的に原本である朱批奏摺を超えている。雍正帝以後の親王大臣及び地方高級官僚の奏摺が集録されており、政治・経済・軍事・文化・社会状況などに関する多種多様な材料が残されている。

録副奏摺のほかに、簿冊のなかの上諭檔・随手檔・電報檔なども日本関係の史料が集録されている。

外務部は清朝末期における外国事務を専管する機構であり、その前身は総理各国事務衙門である。総理衙門と外務部とともに清朝と世界各国との交渉によって生まれた機構である。

アヘン戦争前の清朝は、国を閉ざして「上国」と自認していたので、「外交」の存在を知らなかった。各国からの使節や貿易のために来る者たちは全て朝貢目的と見なされた。その中で最も有名な事件はマカートニーの清朝訪問（一七九三年）であろう。

アヘン戦争後、英仏米など列強の侵入に従って外交事件は益々多くなつた。一八六〇年（咸豊十年）十二月、恭親王奕訢らは皇帝に上奏して、「総理衙門（総理各国事務衙門）」の設立を建言した。次のごとくである。

今まで各国との事件は地方各省の総督・巡撫によって上奏され、軍機処が処理していた。近年、各路の軍機は非常に多く、外国事務も非常に繁雑になり、（※第二次アヘン戦争の結果）外交使節が北京に駐在するようになるので、もし銳意集中して処理しなければ、対応速度は緩慢になり、臨機応変に対応出来ないであろう。このため「総理衙門（総理各国事務衙門）」を設立することを願う。その

トップは親王大臣とする。軍機大臣は諭旨の執筆をつかさどっているため、総理衙門の事務も同時に管轄しなければ間違いが生じるかもしれない。そこで、併せて総理衙門の事務をも管轄することを願う。公務を進め、各国の人員を接見するために、新たに事務所を与えられることを願う。……軍務が終了し、外国関係の事務が減少すれば、この機関は直ちに廃止し、その政務は軍機処に処理させ、旧制に合致させることにする。

この上奏から、総理衙門の設立は便宜的なもので、外国と対等的に外交を行う概念はなく、総理衙門の権力も非常に限られていたことが分かるだろう。奕訢らは奏摺で、「機密性のある案件については、各担当大臣・將軍・総督・巡撫・府尹らは上奏すると同時に、総理衙門にも報告すること」を要請したが、咸豊帝はこの要請を許可しなかった。皇帝は「各省の機密案件は、例に照らして上奏し、（総理衙門に）相談する必要はない。もしその案件が総理衙門に関わるならば、軍機処から随時抄出して通知すれば、非常に便利かつ迅速であり、各機関は総理衙門にはかる必要はない。」と指示した。

今日、残されている総理各国事務衙門檔案は非常に少ない。その主な原因は一九〇〇年の八カ国連合軍の北京占領にある。それ故、独立の全宗を設けず、外務部檔案全宗の中に組み込んだ。一九〇一年（光緒二十七年）、清朝政府は八カ国連合軍と「辛丑条約」を結んだ。この条約の第十二款の規定に従って、総理各国事務衙門を外務部に改称し、その地位は六部の上に置かれた。

外務部檔案において、日本問題に関わる檔案は政治・経済・軍事・交流などの類項に分散しており比較的まとまっている。現在は整理中である。

宮中全宗はその他の全宗檔案と異なっている。その他の檔案は機構・

役所・個人の名義で檔案が構成されているが、宮中全宗は機関でも個人でもなく、もともと紫禁城内外各所に分けて保存されていた檔案を集めて、一つの全宗にしたものである。一九二五年、故宮文獻部はこれらの檔案整理の際に、これらの檔案は「系統は異なるものの保存場所はみな内廷である」ため、それを「宮中各処檔案」と命名し、整理保管して、今日に至ったのである。

宮中檔案は概ね三つの大きな類に分けられる。第一類は官僚から回収して保存した朱批奏摺・諭旨である。第二類は官僚の履歴が書かれている摺・単・片、及び進呈された詩文である。第三類は奏事処の檔案である。我々のプロジェクトの対象史料は、主に第一類に集中されている。

奏摺は清朝の高級官僚が皇帝に政務を報告する時に用いる文書の一であり、清代特有の官文書でもある。康熙帝（在位一六六一～一七二二）の時代に始まり、最初は皇帝と密接な関係を有する少数の官僚に限って使用されていた。機密事件や他人に知られたくない事などは、奏摺の形を取れば、直接に御前に届けることが出来たのであり、機密・簡潔・迅速さが特色であった。乾隆帝（在位一七三五～一七九五）以降、奏摺制度は高級官僚の上奏の最も重要な方法の一つになった。皇帝は奏摺を読み、その奏摺に朱筆の指示（朱批）を直に書き入れる。この奏摺は朱批奏摺と称される。雍正帝の時代に、「亡父（康熙帝）の朱批諭旨」及び「朕自らが書いた朱批密旨」を全て「封じて宮廷に進呈する」という朱批諭旨回収制度が設けられた。この制度のおかげで、現在我々はこれらの大量の朱批奏摺を見ることが出来るのである。

朱批奏摺は内容に従って分類するという原則によって整理されている

が、それぞれの整理状況は異なっている。現在、日本問題と関係のある朱批奏摺は礼儀・外交・文教・中日戦争などの項に散在しており、大雑把な案巻目録しか作成されていない。近い将来に、全ての文書の題を正確に検索できる目録が作成されるであろう。その主な内容は、往來交流・通商貿易・留学生派遣・甲午戦争などである。

諭旨の中にも関連するものがある。諭旨は皇帝の命令で、命令の方法や文書の形式の異同によって、旨・諭・廷寄・朱諭・電報電旨などに分類されている。皇帝の特別な指示や上奏の要請に応じて、国内外に宣布されるものは「奉上諭」と呼ばれる。奏摺への答える形で下された命令は「奉旨」と言う。「諭」と「旨」は、皇帝が内閣を通して「明発」する勅令である。「廷寄」「寄信」は皇帝が軍機処を通じて「密発」した命令である。朱諭は、皇帝自らが朱筆で起草した勅令である。電報は地方官僚が皇帝に事務を報告する時に送ったものであり、電旨は皇帝の命令を發布する電報である。これらは主に甲午戦争電報檔という特定の檔案に集中的に収められている。

厳格に言えば、この文章は研究論文ではない。拙文は独創的な観点や新しい史料を提供するものではなく、ある一つの視点から我が館の檔案を紹介することにとどまっている。しかしこの文章の最大の目的は、専門家・研究者の方々が、我が館の檔案を利用することを助け、また今後の協力関係を一層強めることである。このため本稿では檔案の具体的内容には敢えて言及しなかった。これに関しては別稿『中国第一歴史檔案館所蔵日本問題関係檔案及びその史料価値』で詳しく述べる予定である。

（翻訳：王亜鵬）

本研究集は、科学研究費補助金基盤研究A「前近代東アジアにおける日本関係史料の研究」（課題番号 15202017、研究代表者：保谷 徹）および「日本前近代史料の国際的利用環境構築の研究」（課題番号 17202016、研究代表者：石上英一）の一環として、その経費の一部も使用して行なった。